

4 まとめ ～今後のまちづくり～

(1) 市町の対応

各市町は、合併の効果を発現させるため、公共施設の統廃合等、厳しい選択を伴う行財政改革を進め、行財政基盤の強化を図るとともに、住民サービス・利便性の維持向上に努めており、一定の効果も発現させているところである。また、これまでの様々な取組により、地域・住民・コミュニティ活動など、これから合併の効果が発現する見込があるものもある。市町村合併による影響は、行政にも、住民生活にも分野横断的に幅広くもたらされており、今後とも、更なる時間をかけてきめ細かく調整していくことが求められている。

一方では、少子高齢化や人口減少など社会経済情勢等の要因によるものも一括りにして合併の影響とし、住民サービスが低下したとする意見もある。そこに暮らす住民にとっては、きめ細かなサービスが失われ、サービス低下につながっている現状も一部であることは否定できず、合併団体、非合併団体を問わず、大きな課題となっている。

さらに、人口減少問題は本県のみならず我が国における喫緊の課題であり、地域コミュニティの崩壊や労働力の急速な減少、ひいては市町そのものの存立すらも危ぶまれる状況にあることから、人口の社会減・自然減双方に対して早急かつ効果的な対策を講じていく必要がある。

このため、各市町は、地域懇談会やパブリックコメント等の広聴機能を積極的に活用し、住民の声に真摯に耳を傾けながら施策に反映させる仕組みの充実に取り組んでいる。また、公共施設の再編・統合や他用途への有効活用等を進めるとともに、周辺部への配慮を含め、住民ニーズを捉えたサービス水準の維持と住民負担の見直し、利便性の向上を進める必要がある。加えて、地域活動の維持や地域の抱える諸問題の自律的解決のため、複数集落の連携、新たな地域資源の掘り起こしや地域の雇用につながる施策への支援、多様な主体の自治会活動への参加等による地域自治組織の機能強化を図るなど、地域・住民・コミュニティ活動の活性化に取り組んでいく必要がある。

とりわけ、東日本大震災や紀伊半島大水害を契機とした防災・危機管理対策の強化など、合併団体・非合併団体に共通する新たな課題に対応するため、行財政改革を進める中で、組織機構の見直しや施策の充実、自主財源の確保を図っていく必要がある。

以上のように、市町村合併や社会経済情勢等の影響により、現状において、市町が直面する課題に適切に対処するためには、長期間かつ多岐にわたる取組が必要である。もとよりこれは県のみ、あるいは特定の市町のみにおいて解決できるものではなく、地域住民や関係者との更なる連携・協力を進め、地域を創り上げる一体的な取組が必要である。

(2) 県の対応

三重県では、各市町に対し、合併の特例措置が順次終了していく中で、今後の行財政運営の安定に資するため、平成 25 年度から 26 年度にかけて「合併市町と県との勉強会」を開催し、今後の課題やその対応策について、市町間及び県で情報共有・意見交換等を行ってきた。

勉強会に参加した市町職員に、勉強会の内容や運営方法に関するアンケートを実施したところ、多くの参加者から「勉強会の内容を業務で参考にした」との回答を得るなど、各市町において、予算編成・行政改革・公共施設等の取組内容を見直す一助となった。また、「平成 27 年度以降も勉強会を実施してほしい」との意見も多く、合併市町を対象とした勉強会は、県内各市町に共通する課題が多いことから、平成 27 年度からは全市町を対象を拡大して、先進事例等の情報共有、市町間及び県とのネットワークの形成を図るための勉強会を開催している。

さらに、平成 26 年 11 月には「まち・ひと・しごと創生法」が公布、施行され、地方公共団体には、地域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（地方版総合戦略）を平成 27 年度中に策定することが求められている。県では、知事を本部長とする「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進本部」を平成 27 年 1 月に立ち上げ、三重県人口ビジョン及び三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、実施するべく準備を進めているところである。

国においては、地方創生を目的として、地域住民生活等緊急支援のための交付金が創設されるとともに、地域おこし協力隊の大幅な増員が予定されていることから、これらの施策を最大限活用して対策を講じていくことが重要である。例えば、この交付金を先行的に活用し、六次産業化の起業支援や大学と連携した六次産業化を担う人材育成、若者・女性の就労のためのビジネス創出と人材育成、子育て環境の整備・充実、新たな特産品づくりと販路拡大の推進、廃校舎の活用による移住希望者のための宿泊施設の整備や定住促進、着地型観光産業の振興などの取組が進んでおり、今後も、これらの取組を一層本格的に推進していく必要がある。

県としては、各市町に対し、合併特例債の発行可能期間の延長等に伴い、市町村建設計画を変更する際には適切な助言を行うとともに、様々な機会を通じて、各市町の状況と課題の把握に努め、必要な助言や情報提供等による支援を行っていく。